

議案第36号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例制定の件

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第30条の8」を「第30条の6第4項」に改める。

第6条の見出しを「（審議会）」に改め、同条中「第30条の40第1項」の次に「（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第9条とする。

第5条の見出し中「自己の本人確認情報の」を削り、同条中「第30条の32第2項」の次に「（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（附票本人確認情報を利用することができる事務）

第5条 法第30条の44の6第1項第2号の条例で定める事務は、別表第3のとおりとする。

（附票本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）

第6条 法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の執行機関」という。）及び同号の条例で定める事務は、別表第4のとおりとする。

（知事以外の執行機関への附票本人確認情報の提供方法）

第7条 知事が行う法第30条の44の6第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報のうち法第7条第13号に規定する住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存附票本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から特定都道府県知事保存附票本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第5条関係）

- 1 鹿児島県吏員恩給条例による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法による療養費その他規

則で定めるものの支給に関する事務であって規則で定めるもの

- 3 児童扶養手当法による児童扶養手当の返還に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付金の償還に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 社会福祉士及び介護福祉士法による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 介護保険法による介護支援専門員の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 鹿児島県営住宅条例による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第4（第6条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	鹿児島県吏員恩給条例による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
ただし、次項中鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第2条第1項第4号及び第7号の改正規定は、公布の日から施行する。
 - (1) 第1条並びに次項中鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第6号及び同条第2項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日
 - (2) 第2条及び附則第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日
（鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
- 2 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。
第2条第1項第4号中「法施行条例」を「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号。以下「法施行条例」という。）」に改め、同項第6号中「第30条の40第2項」の次に「（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同項第7号中「鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号。以下「法施行条例」という。）」を「法施行条例」に改め、同条第2項中「第30条の40第1項」の次に「（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号及び同条第2項中「第30条の44の12」を「第30条の44の13」に改める。

(提案理由)

住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。